

平成25年度 和歌山県建設新技術開発支援 募集要領

平成25年7月12日制定

【趣旨】

県内建設企業等の競争力を強化し、公共工事の品質向上、地域経済の活性化に寄与することを目的に、建設工事に関連する新技術開発に取り組む県内建設企業等に対し支援を行います。

【定義】

「県内建設企業等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者です。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第10号）第3条に規定する建設業の許可を受け、和歌山県内に主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督をする権限を有する1か所の営業所をいう。）を有する者。
- (2) 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有し、和歌山県内に住所又は本店を置く者。

【新技術開発支援の対象】

支援の対象となる「新技術開発」とは、従来技術より活用効果の高い建設工事に関連する工法、材料、製品等を開発し、又は開発しようとするもので、次の要件のいずれにも該当するものです。

- (1) 県内建設企業等が開発の中心であること。
- (2) 次のいずれかの項目の改善や向上に適合していること。

- ア 省力化
- イ 経済性
- ウ 施工性
- エ 耐久性
- オ 安全性
- カ 作業環境
- キ 周辺環境への影響抑制
- ク 地球環境への影響抑制
- ケ 品質
- コ 景観
- サ 省資源・省エネルギー
- シ 木材利用

ス リサイクル

セ その他の技術的問題の解決

(3) 開発する技術が、次のすべての要件を満たすものであること。

ア 建設工事に活用可能な技術であるもの。

イ 県内建設企業等の施工が可能であるもの。

ウ 和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱（平成19年制定）第2条第1項のけんさんびんに該当すること。

エ 関係法令に適合すること。

オ 和歌山県土木工事共通仕様書及び日本工業規格（J I S）その他の技術基準等に適合すること。

カ 新技術情報提供システム（NET I S）及び和歌山県けんさんびん登録制度等において登録されたものでないこと。

キ 特許権等の知的財産権については、関係法令に基づき、申請者責任において取り扱われるものであること。

【新技術開発支援の内容】

新技術開発の段階に応じ、次の支援を行います。

(1) アイデア段階

課題や問題点に関し大学等学術機関との調整や専門家の紹介、その他、必要とする情報提供を行う。

(2) 試験施工段階

試験施工を必要とする新技術開発について、適合するフィールドを調査し、適合するフィールドがある場合、必要最小限の範囲内で実験フィールドの提供を行う。

(3) 評価段階

技術基準等への適合性や、その活用効果の検証を行うため、第三者の試験機関等へ委託する試験、調査、分析等の費用の一部を予算の範囲内で補助する。この場合、当該補助金の交付に関しては、和歌山県建設新技術開発支援補助金交付要綱において定める。

【新技術開発支援の申請手続き】

新技術開発支援を希望する県内建設企業等は、和歌山県建設新技術開発支援申請書及び関係書

類を和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に持参又は郵送により提出して下さい。

なお、申請に係る資料作成や提出に要する費用は、申請者の負担とします。

【新技術開発支援の申請受付期間】

平成25年7月17日（水）から平成25年9月30日（月）土日祝日を除く。）なお、持参の場合の受付時間は、9時から17時まで（ただし、12時から13時の間は除く。）郵送の場合は、平成25年9月30日必着となります。

【新技術開発支援の審査及び選定】

受付期間終了後、申請書類等を確認のうえ、新技術開発支援選定委員会において申請のあった新技術開発支援に係る審査、支援内容の検討及び選定を行います。なお、審査に際しては、申請者から申請内容のヒアリングを行います。また、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

審査の結果については、申請者に通知します。

【実験フィールドの提供支援について】

「実験フィールド提供支援」として選定された新技術開発については、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 試験施工の実施に先立ち、申請者は実験フィールド提供支援試験施工誓約書を知事あてに提出するものとする。
- (2) 試験施工の実施に先立ち、申請者はあらかじめ施工計画書を作成し、知事あてに提出するものとする。この場合、施工計画書は、和歌山県土木工事共通仕様書等に準じ作成するものとする。
- (3) 申請者は、施工計画書を遵守し試験施工を実施するものとし、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更後の施工計画書を知事あてに提出するものとする。
- (4) 試験施工を実施するに当たり必要となる施設管理者との協議や関係法令に基づく諸手続等は、申請者の責任において行うものとし、それに要する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 申請者は、試験施工完了後速やかに、知事あてに実験フィールド提供支援試験施工完了報告書を提出するとともに、試験施工の内容が確認できる資料を添付するものとする。
- (6) 試験施工の実施に要する費用は、申請者の負担とする。
- (7) 試験施工実施による不具合等が生じた場合は、申請者の負担により不具合等の修復を行う

ものとする。

- (8) 前号の修復に当たって、知事は必要があると認める場合は、修復方法を申請者に指示することができるものとし、それに要する費用は申請者の負担とする。
- (9) 試験施工の実施により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及びかし担保に係る責任は、申請者が負うものとする。
- (10) 試験施工の実施により第三者との間に紛争を生じた場合、申請者の責任において、その処理解決に当たるものとする。
- (11) 知事は、次のいずれかに該当する場合において、試験施工の中止若しくは中断を命ずることができるものとする。この場合、申請者は、知事が指示する方法により実験フィールドの修復を行わなければならない。
- ア 申請書類等の内容に虚偽が認められたとき又は疑いがあるとき。
- イ 申請者の新技術開発が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき。
- ウ 申請者の新技術開発に関して、法令に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき。
- エ 試験施工において、事故及び不具合等が生じた場合において、申請者の新技術開発が原因であると認められたとき又は疑いがあるとき。
- オ その他、知事が中止若しくは中断をすることが適切であると判断したとき。

【効果検証費用の支援について】

「効果検証費用支援」として選定された新技術開発については、次のとおり取り扱います。

(1) 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、県内建設企業等が開発の中心として行う新技術開発効果検証事業で、交付決定の日以降、平成25年度内に実施されるものを対象とします。

(2) 補助の対象とならない事業

国、県、その他の公的機関から既に補助金等の交付又は支援を受けている事業、または今後受ける予定がある事業は補助の対象となりません。

(3) 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な次に掲げる経費のうち、領収書等により支出の証明ができるものに限ります。実績報告書提出の際、経費支出を証明する領収書等の写しの添付が必要ですので、必ず領収書等を徴取し保管しておいて下さい。

経費区分	内容
委託費	試験、調査、分析等委託料

(4) 補助金の額

補助率及び補助限度額は次のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとします。

なお、補助金の交付申請額の総額が予算額を超えた場合は、交付決定額は補助限度額を大きく下回ることがあります。

補助対象事業	区分	補助率	補助限度額
新技術開発 効果検証事業	適合性検証	2分の1以内	1補助事業当たり年間100万円
	優位性検証	2分の1以内	1補助事業当たり年間100万円

(5) 補助金の交付申請手続き

補助対象事業の実施にあたり補助対象者は、補助金等交付申請書及び関係書類を和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に持参又は郵送により提出して下さい。

(6) 審査方法

申請受付後、直ちに申請関係書類により書面審査を行い、補助金の交付の決定を行います。
なお、必要に応じて追加資料を求める場合やヒアリングを実施する場合があります。

(7) 交付の条件

- ア 当該補助事業の完了した日から15日経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに実績報告書を知事に提出しなければならない。
- イ 補助事業の内容の変更又は経費配分の変更、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書又は補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- ウ 補助金の交付決定後の事情により、補助金の変更交付を申請しようとするときは、補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。
- エ 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指

示を受けなければならない。

オ 補助事業の遂行状況について、知事から要求があった場合は、速やかに補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

カ 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

【その他】

和歌山県建設新技術開発支援に係る申請者の新技術開発に関する苦情及び紛争等への対応は、申請者の責任において行うものとし、和歌山県は何らの責任も有しないものとします。

【書類の提出部数】

書類の提出部数は正本1部、副本1部とします。

【申請書等提出先及び問い合わせ】

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 企画調査班

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目一番地

TEL 073-441-3082 FAX 073-428-1810

※問い合わせ：9時から17時まで（ただし、12時から13時の間は除く。）